扶養手当（児童・特別児童）が増額されました

〜52年8月から適用〜

児童扶養手当、及び特別児童扶養手当が八月から次の通り増額されることになりました。

児童扶養手当
児童一人の場合
月額一七、六〇〇円
↓
一九、五〇〇円
児童二人の場合
月額一九、六〇〇円
↓
二一、五〇〇円
三人目からの加算　月額四〇〇円

特別児童扶養手当
一級該当
一人月額二〇、三〇〇円
↓
二二、五〇〇円
二級該当
一人月額一三、五〇〇円
〜
一五、〇〇〇円

戸籍シリーズ ㉑
当世の家庭と少年

最近の非行少年の家庭をみると、その六〇パーセントが両親健在の家庭である、という統計がでております。かっては、貧困と両親のいない欠損家庭が少年非行の最大の要因とされていたが、現在では貧困や欠損家庭は少年非行の原因とはいえず、専ら中流家庭、両親健在の一般家庭こそが非行少年の供給源となっております。

まず、一般的に過保護の家庭が多い。そのため、最近の少年は、ひ弱で自主性に乏しく、自己抑制力がなく、直ぐ友達に引きずられるものが多い、といわれており、非行少年については一層それが目立つ。少年の教育とか保護というものには二面性がある。外界のいろいろの害悪や危険から少年を護るという面と、少年自身をそれらの害悪や危険に負けないような強い人間に育つように訓練する面の二つあるように思います。最近は前者の護ることばかりが先に立って、後者の訓練が疎かになっているようです。電車やバスに乗った親子連れをみていると、空席があれば、親は必ず子供に腰をかけさせ自分は立っている。三歳の幼児であろうが、小学生、中学生であってもそうさせる。休日などに家族連れで外出する場合、特に子供の希望どおりに行動してサービスに努めるなど。このようなことから、子供は、世の中は自分中心に動いているものと思い込むようになり、性格も自己中心的なものとなり、他人への思いやりを持つことができなくなってしまうのです。家族集団の中で、お互いに譲り合うとか約束を守るというような団体生活の訓練もせず、親達が子供を厳しく躾ないで、わがままの宝物とばかりに大事に過ぎるので、心身ともにひ弱な子供になり、自主性が乏しく抑制力のない子供となって、内から、あるいは外からの誘惑に負け、非行化する少年が多くなっているのです。

社会の変動と家族機能の変化する中で、少年の教育や躾の方法について戸惑いの混乱時期を生き延び、古い社会から新しい社会へと乗り越えてきた人達です。強い意志を持った逞しい人達であります。それ故、どんな困難に直面しても、自分の力でそれぞれを克服していける人間に子供を育てるのが親の責任であると考えている人達ではあるが、しかるに、自分の子供の教育保護に関するかぎり全くの反対方向に向いているようです。

現在の多くの親達は、戦後の混乱時期を生き延び、古い社会から新しい社会へと乗り越えてきた人達です。強い意志を持った逞しい人達であります。それ故、どんな困難に直面しても、自分の力でそれぞれを克服していける人間に子供を育てるのが親の責任であると考えている人達ではあるが、しかるに、自分の子供の教育保護に関するかぎり全くの反対方向に向いているようです。

社会の変動と家族機能の変化する中で、少年の教育や躾の方法について戸惑いをしている家庭が多いと思います。わが国では高度産業社会化が進み、一般家庭においても物質優先の価値観が浸透し、あらゆるものが金銭的な価値で測られ、かつ実現されるようになり親は子供に対する愛情すらも物で現そうとするようになりました。子供は少しでも高い物を買ってくれるほうが愛情があると考えられるようになってきております。品物や金銭よりも、もっともっと大切なものがあることを当世の親は、自信をもって子供に教えて載きたいものです。

お忘れなく
扶養手当の支給月です

児童扶養手当及び特別児童扶養手当の支給

九月十二日より各郵便局で支給されます。証書と印かんを持参して受け取ってください。

「年金ニュース」
廃疾認定日が短縮されました。

いままで国民年金の障害年金を受ける必要な条件は「初めて医者にかかった日（初診日という）から三年経った日、または三年以内でもそれ以上よくならない状態、すなわち病気の症状が固定した日（廃疾認定日という）において、国民年金法で定められた廃疾の状態にあること」となっていました。

したがって、病気やケガをしてから三年以上経たないと、年金を受ける資格が生じないことから、障害者の中には不安定な生活を送る人も少なくありませんでした。

このようなことから、障害年金の支給を早めて生活の安定を図るために、廃疾認定日は今年八月一日から従来の三年という期間が、一年六ヶ月に短縮されました。

また、障害年金を受けるもう一つの条件は、初診日前の保険料が一年間納付されていることが必要となっています。

せっかく制度が改善されても、保険料が未納になっていて、年金を受けられなくては、絵に書いたモチに終わりますので保険料は決められた期限までに必ず納めるよう心掛けましょう。

社会福祉のために善意のご寄附
〜ありがとうございました〜

◎和納六区の**沖野市郎さん**から**父沖野嘉一郎さん**（八月八日没）のご冥福を祈られて、金十万円也のご寄附をいただきました。

◎高橋の**荒川直樹さん**は二千円の現金を拾われ警察に届けられましたが、落し主があらわれず拾取報労金として交付されました。おじいさんを通じて社会福祉のためにご寄附下さいました。

◎間瀬三区の**松本章子さん**は千円の現金を拾われ警察に届けられましたが、落し主があらわれず拾得報労金として交付されました。父親を通じて社会福祉のためにとご寄附下さいました。

相次ぐ善意のご寄附には関係一同いたく感激しております。頂戴いたしましたご浄財は、その趣旨に従い社会福祉充実のために活用させていただきます。

ありがとうございます。

集団指導会日程

下記の日程で，成人病集団指導会を実施いたします。
皆んなで話し合いおたがいの健康に気をつけましょう。
（各会場で二次検診を受診された方の結果をお知らせいたします）

月日	場所
9月27日	間瀬支所
9月28日	中央保育園
9月29日	岩室中学校
9月30日	岩室村役場

〈所得税の話〉
お年寄りと税金

九月十五日は、敬老の日です。長年にわたり社会に貢献されたお年寄を敬い、長寿を御祝い申上ます。

ところで、日本人の平均寿命はおよそ男七十二才、女七十七才（昭和五十一年現在）で、世界の長寿国の一つになっています。国ではお年寄の社会福祉を充実する一方、税金の面でもいくつかの特典を設けています。

◎お年寄りが受けられる特典

年令が六十五才以上で所得金額が一千万円以下の人は次の通りの特典が受けられます。

①老年者控除として、所得金額から二十三万円を差引くことができます。

②国民年金や厚生年金などの公的年金や恩給を受けている人は、これらの収入金額から、老年者年金特別控除七十八万円を差引くことができます。したがって、公的年金や恩給だけの収入の人は、老年者年金特別控除七十八万円、老年者控除二十三万円、給与所得控除五十万円、基礎控除二十九万円が受けられますから、百八十万の収入金額があっても所得税はかかりません。

また収入金額が百四十八万円以下であれば、配偶者控除や扶養控除の対象となることができます。

◎お年寄を扶養している人が受けられる特典

生計をいっしょにしている親族で、所得が一定額以下の人については、配偶者控除や扶養控除として一人当り二十九万円を所得金額から差引くことができますが、この控除の対象となる親族が七十才以上のお年寄り（障害者でない人）である ときは一人当り二十九万円の代りに三十五万円を差引くことができます。

なお、その方が障害者であるときは、扶養控除二十九万円と障害者控除二十三万円の合計五十二万円を差引くことができます。

蒲原瓦斯㈱の料金改訂に関する公聴会があります

蒲原瓦斯㈱の料金改訂に関する公聴会が次のとおり開催されます。

◇期日　九月二十一日
午前十一時から

◇場所　巻町公民館

◇陳述の申込方法

公聴会に出席して意見を述べる場合、次の要領で記載した意見陳述届出書を東京通商産業局長あてに提出すること。

㈠意見陳述書の内容
㈣住所　㈤氏名
㈥職業　㈦意見の概要

㈡陳述書の大きさは、わら半紙の半分大とする。

㈢封筒の表に「蒲原瓦斯㈱関係公聴会陳述希望」の旨を記載すること。

◇傍聴の申込方法

傍聴を希望する人は、官製往復はがきを使用し、往信用には申込人の住所、氏名及び「蒲原瓦斯㈱関係公聴会傍聴希望」の旨、返信用にはあて先を明記すること。

◇陳述及び傍聴申込みの提出先と期限

㈠提出期限
九月十日（土）までに到達すること。

㈡提出先
東京通商産業局公益事業部公益事業課

㈢住所
〒一〇〇　東京都千代田区大手町一丁目三番三号、大手町合同庁舎第三号館

◇傍聴に関する問合せ先
東京通商産業局公益事業部公益事業課
（TEL〇三―二一六―五六四一）

九月の納税

〝納税はお早目に〟

納期限九月三十日（金）

お忘れない様御納入ください。

納期の過ぎた税金
固定資産税　一、二期
村県民税
軽自動車税　全期、月割
国民健康保険税　一期
忘れて居ませんか、お調べの上納入してください。

◎納税は便利な金融機関での振替納税を御利用ください。

国民健康保険税　二期

昭和五十三年度
農業者大学校学生募集

農業実務経験を有する農業後継者で将来自ら近代的な農業経営の担い手となりうる青年を次により募集します。

一、募集人員　約五〇人

二、応募資格
○高等学校卒業またはこれと同等以上の学力があると認められるもの。
○学校教育修了後五十三年四月一日までに一年以上の農業経営の実務に従事またはこれに準ずる経験を有するもの。
○昭和二十八年四月二日以降生れの男子。

三、選考
○期日、昭和五十二年十一月二十九日〜三十日（二日間）
○試験科目
第一日　筆記試験
第二日　面接試験
○試験場所
農業者大学校（東京都多摩市連光寺）
※その他くわしい事は役場農政観光課まで問い合わせ下さい。

対震安全装置付きの石油ストーブに！

今秋十月から、液体燃料を使用するストーブ（移動式ストーブ）には、火災予防条令で自動的に消火する装置（対震安全装置）付のものに、使用が義務づけられますが、この対震安全装置の必要性について、村民に十分な理解が得られていないようです。

この対震安全装置とは、地震等で転倒した際自動的に消火または燃料の供給を停止する装置でストーブの転倒の際に起きる火災を防いでくれます。

村民の皆さん対震安全装置の装備されたストーブにするように買い替えの準備をして下さい。

広報編集に役立てとありがたいご寄附

本村出身で現在東京に住んでおられる**本田四郎さん**より、毎月欠さず広報を送ってもらっているお礼として、この程、村に対し二万円のご寄附がありました。

ありがとうございました。

ご意向に添い広報編集のために役立せていただきます。

今月の心配ごと相談日

九月一日　間瀬専光寺
相談員　五十嵐浄尊
〃　岡本正明

九月十日　岩室村役場
相談員　渡辺洞雲
〃　佐藤九三九

九月二十日　夏井公会堂
相談員　阿部ヤノ
〃　佐藤九三九

九月二十五日　岩室公会堂
相談員　石添義雄
〃　青柳正彦

時間はいずれも午後一時から四時まで。

東京消防庁で消防官を募集しています

東京消防庁では昭和五十二年度の消防官を募集しています。

一、採用予定人員
約五百名

二、職務内容
都民の生命、身体、財産を火災等の災害から守る。

三、受験資格
大学卒業
短期大学卒業
高等学校卒業程度

いずれも昭和二十三年四月二日から昭和三十五年四月一日までに生まれた男子。

尚、詳しいことは消防岩室分署へお尋ね下さい。電話㈡三三六〇